

時効処理等取扱要領の一部改正の概要

改正前の営業上の保証供託における取戻請求権の消滅時効の起算点に関する取扱い

供託根拠法令に権利申出公告手続(営業上の保証供託に係る供託金の取戻請求をするに当たって、取戻請求の前提手続として、取戻請求者又は関係官公署等に当該営業保証金につき権利を有する者に対し、一定期間内に権利の申出をすべき公告又は告示をすることを含む。以下同じ。)の定めがある場合は、営業免許の失効若しくは取消し、営業廃止、事業者の死亡又は合併による消滅等の供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間が経過した日から起算して10年が申断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

平成28年3月31日最高裁第一小法廷判決

●判決理由の要旨

- (1) 取戻請求権の消滅時効は、権利を行使することができる時から進行し、10年をもって完成するところ、取戻事由が発生した場合において取戻公告がされなかつたときは、宅建業者であった者は、取戻事由が発生した時から10年を経過するまでの間、上記取戻請求権の行使ができないのであるから、その間、取戻請求の行使に法律上の障害があることは明らかである。
- (2) 宅建業法30条2項の規定は、取戻請求をするに当たり、取戻公告をすることを義務的なもの又は原則的なものとする趣旨ではなく、取戻公告をして取戻請求をするか、取戻公告をすることなく所定の期間の経過後に取戻請求をするかの選択を、宅建業者であった者の自由な判断に委ねる趣旨である。
- (3) 宅建業法30条1項前段所定の取戻事由が発生した場合において、取戻公告がされなかつたときは、営業保証金の取戻請求権の消滅時効は、当該取戻事由が発生した時から10年を経過した時から進行するものが相当である。

平成28年3月31日最高裁第一小法廷判決を受けて時効処理等取扱要領の一部を改正

改正前の「時効処理等取扱要領」第4の2(1)に記載されている営業上の保証供託における取戻請求権の消滅時効の完成時については、供託根拠法令に権利申出公告手続の定めがない場合(ア)と定めがある場合(イ)のみの区分となっていたことから、平成28年3月31日最高裁第一小法廷判決を踏まえ、権利申出公告手続の有無による区分に加え、取戻事由が発生した日から一定期間を経過したときは権利申出公告手続を要しない旨の定めのある区分を設け、当該定めがある場合は、供託原因消滅事由の発生後、一定期間(公告免除期間)を経過した日から起算して10年を消滅時効の完成時とする取扱いに変更することとした。

※改正の詳細については別紙のとおり

別紙

改正前の時効処理等取扱要領 第4の2「営業上の保証供託」(1)取戻請求権の消滅時効の完成時(概要)

- (1) 取戻請求権の消滅時効の完成時
次のア又はイに定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。
ア 権利申出公告手続の定めがない場合
→ 営業免許の失効若しくは取消し、営業廃止、事業者の死亡又は合併による消滅等供託原因消滅の日の翌日から起算して10年
イ 権利申出公告手続の定めがある場合
→ アの供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間が経過した日から起算して10年

時効処理等取扱要領の一部を改正 第4の2「営業上の保証供託」(1)取戻請求権の消滅時効の完成時(概要)

- (1) 取戻請求権の消滅時効の完成時
ア 権利申出公告手続の定めがない場合について
次の(ア)又は(イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。
(ア) 供託原因消滅事由の発生後、一定期間を経過したときは、取り戻すことができる旨定めがあるとき → 供託原因消滅事由の発生後、一定期間が経過した日から起算して10年
(イ) (ア)の定めがないとき → 供託原因消滅事由が発生した日の翌日から起算して10年(従来通り)
イ 権利申出公告手続の定めがある場合について
次の(ア)又は(イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。
(ア) 公告免除規定があるとき
① 権利申出公告がされていることが明らかでないとき → 供託原因消滅事由の発生後、公告免除期間を経過した日から起算して10年
② 権利申出公告がされていることが明らかでないとき
a 公告をした権利申出期間が明らかでないとき
⇒ 権利申出公告がされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになった日から起算して10年
b 公告をした権利申出期間が明らかでないとき
⇒ 供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年(従来通り)
(イ) (ア)の定めがないとき
① 公告をした権利申出公告の期間が明らかでないとき
⇒ 権利申出公告がされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになった日から起算して10年
② 公告をした権利申出公告の期間が明らかでないとき
⇒ 供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年(従来通り)